ほっとレター

VOL．156

会員の皆様には、毎月会費を頂戴し、誠に有り難うございます。　　H27．12

ＴＯＰＩＣ

マイナンバー制度③

■マイナンバー制度も、いよいよ来月からは所得税関係、雇用保険関係の手続きに使われるようになります。
会社として、そして個人として準備は如何でしょうか。

■会社としては、収集したマイナンバーの取扱が重要です。
制度開始までもう間近となりましたが、何をしたら良いのでしょう。

① 相談相手を決める
② 社内担当者を決める
③ 影響がある業務を洗い出す
④ 自社対応と外部委託の範囲を決める
⑤ 部材の調達、委託先を確保する
⑥ 事前に周知する
⑦ 対象業務について対応作業を決める
⑧ 必要な書式類を整備する
⑨ 担当者、従業員の研修
⑩ 最終確認

以上のステップで進めてみましょう。

■いろいろとやらなければならないことはありますが、会社として結局、何に気を付ければ良いのでしょう。

①マイナンバー取得と本人確認を、必ず、一度はやっておく
②マイナンバーの取り扱いについて、担当者等・場所・業務をできるだけ限定する
③最後には廃棄することを前提にして、書類や情報を管理していく
④従業員等への周知徹底をする

■特にガイドラインには、「安全管理措置」について対応方法が決められています。

1. 基本方針の策定
2. 取扱規定等の策定　①組織的安全管理措置
　②人的安全管理措置
　③物理的安全管理措置
　④技術的安全管理措置

■また、保存期間が決まっており、それを過ぎれば廃棄しなければなりません。

▼所得税・・・法定申告期限から 7 年間
▼雇用保険・・・被保険者関係はその完結日から 4 年間
▼社会保険・・・その完結日から 2 年間
▼労働保険、労災保険・・・その完結日から 3 年間

完結日というのは、入社日だとか、退職日だとかになります。

■では、個人としては、何をすれば良いでしょう。

①マイナンバーを大事に保管する
②個人番号カードを申請するかどうか決める
③会社等の求めに応じ、マイナンバーを提供する

■個人番号カードは更新期限があり、20 歳未満は 5 年、20 歳以上は 10 年です。
今後、手続書類の添付が省略されたり、保険証の代わりにもなるなど広がりは見込めそうですが、現在は限られた

手続にのみ使われるので、その方の考え方や事情次第で良いかと思います。

■マイナンバーの提供については強制ではないので提供を拒否することもできますが、会社という組織に属する以上はそれに沿った方がよいのではないかということと、使用目的がいずれもその人にとっても大事なことですので、会社に提供するべきではないかと思います。

■マイナンバー制度はこれから初めて実施されるので、何かと不都合が生じたり、変更しなければならないことも出てくると思いますが、マイナンバーを言ったり見せたりして漏らさなければ大事には至らないと思います。
会社も個人も取り扱いには十分注意しましょう。

社会保険料率

■賞与の時季になりました。現在の料率をお知らせします。

■平成 27 年 9 月から、厚生年金保険料率が変更になっていますので、ご注意ください。
なお、健康保険関係料率は、長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのＨＰをご覧ください。

（健康保険	４．９５５ %）
＋（介護保険	０．７９ %）
健康保険	５．７４５ %
厚生年金	８．９１４ %
雇用保険	０．５ %（建設０．６%）

■賞与については千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。（表の標準報酬月額にあてはめないようにしてください。）

≪賞与が、215,500 円支給（介護保険なし）の場合≫
① 千円未満を切り捨てます。 → 215,000 円
② 215,000 円 × 4.955% ＝ 10,653 円（健康保険）
〃 × 8.914% ＝ 19,165 円（厚生年金）

※215,000 円だと標準報酬月額は 220,000 円になりますが、賞与の社会保険料計算の場合は、千円未満切り捨てた額そのものに料率を掛けることになることにご注意ください。

■ただし、賞与には上限があり、健康保険が年度（4／1～翌年 3／31）の累計額 540 万円、厚生年金は 1 回（同月 2 回以上支給の場合合算で）150 万円です。
ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

≪賞与が、多額の場合≫
▼夏季（8 月） 150 万円 → 150 万円に各料率を掛ける
▼冬季（12 月） 400 万円 → 健康保険・・・年度累計で 540 万円超えるので 540－150＝390 万円
厚生年金・・・1 回で 150 万円超えるので、150 万円
に、それぞれ料率を掛ける

■介護保険は、40～64 歳までです。

しゃろうし みやさかの

ひとりごと

―言葉の力―

花みずきの赤い実が寒風にふるえています。

今年もあと少しで終りです。年をとると時のたつのが早いものです。

子どもの頃は早くお正月がこないかなあと待っていましたが今は待たなくてもやってきます。

私の父は大正7年生まれでニューギニア方面へ戦争にいって帰ってきました。

4年近くも戦争にいっていたのです。

帰国後、母と結婚し私が生まれたのですが水道も電気もない所からの出発でした。

両親の死後わかったのですが私が生まれてから二人は籍を入れたのです。

畑は広かったですが貧しくていつもけんかしていました。

私は長女だったのでいつでも母にしかられていたような気がします。

今でも空(そら)からしかられるような気がします。

明るい人でしたが怒るとこわかった母。

ある時母が5千円札を1枚失くしてしまいしょげていました。

その時の父の言葉は忘れません。

「いいじゃねえか他人の金を盗ったようなこたねえでよかったわ」と言ったのです。

当時5千円といえばわが家では大金です。

母は私が100円失くしてもすごく怒りました。

(当時は百円札でした。)

先日お宝鑑定団というテレビ番組を見てた時に「家にもどこかにお宝ないかなあ」と言ったら夫が私のことを「そこにいるのがお宝だよ」と言ったのです。

友人に話したら「宮坂さんのだんなさん盲目じゃないですか?」と言われました。

あ、そうかも。

(あとがき)

今年も残り1か月を切りました。「師走」というように日々忙しく過ごされているかと思います。

今年はどんな年だったでしょうか。

私は、昨年大晦日から久しぶりに熱が出て、3が日を寝て過ごして1年が始まるという最悪のスタートを切りました。

その後毎月何やかやで医者通いをして、今年はいったいどんな年になるのか思いやられましたが、結果、良い年になり今年は満足できました。

来年もさらに良い年になるよう、頑張りたいと思っている今日この頃です。(キムラ)

〒392−0022 諏訪市高島3−1201−90
宮坂社会保険労務士事務所
労働保険事務組合 諏訪労務管理センター
Tel 52−2444 Fax 52−6466
E-mail:
hiroko miyasaka@misawakaikei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

Copyright (c) 2015 宮坂社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.